

世子尚質の、勅書を受け、皇帝と皇后への慶賀のため王舅馬宗毅等を遣わす符文（一六五三、二一、二七）

琉球国中山王世子尚（質）、慶賀の事の為にす。

照得するに、順治九年（一六五二）七月内、天使謝必振等、勅書一道を捧齎して国に到るを奉ず。迎え至りて、吉を扱あつかびて八月初十日、王城に開読し、此れを飲み、欽遵す。此の為に今、特に王舅・正議大夫・使者・都通事・通事等の官の馬宗毅・蔡祚隆等を遣わし、咨を齎し表を捧じて海船一隻に坐駕し、任土の方物の金缶一对共に重さ六十兩六錢八分・銀缶一对共に重さ五十兩六錢・細嫩土蕉布一百匹・漂白細嫩土苧布一百匹・細嫩黄色蕉布一百匹・細嫩赤色蕉布一百匹・泥金彩画帷屏一对・満面泥金扇五十把・満面泥銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、皇上に進奉し慶賀せしむ。復た金粉匣一对共に重さ七兩四錢六分・銀粉匣一对共に重さ七兩二錢一分・満面泥金扇二十把・満面泥銀扇二十把・細嫩土蕉布二十四匹・漂白細嫩土苧布二十四匹は中宮殿下に進奉す。

差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁字第七十四号半印勘合符文を都通事王明佐等に給し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘とこらの去処及び沿途の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便なら

ざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 馬宗毅 人伴十五名

正議大夫一員 蔡祚隆 人伴九名

使者一員 富自盛 人伴七名

都通事一員 王明佐 人伴六名

存留在船使者二員 孫光用 馬時盛 人伴六名

存留在駅通事二員 鄭宗善 蔡国器 人伴六名

管船火長・直庫二名 孫自昌 蘭鮑

右の符文は都通事王明佐等に付し、此れに准ぜしむ

順治十年（一六五三）二月二十七日

符文

注*この進貢に関する記事が『清実録』順治十年閏六月戊子・十一年

三月丁酉・同年四月丁丑・同年六月甲申の各条にある。

(1) 六十兩六錢八分 対応する執照(三四一〇二)には六十六兩六錢八分とあり、六を脱か。

(2) 存留在駅通事 存留通事(二七一〇)注(3)に同じか。